

# 倶知安町新型コロナウイルス対策信用保証料助成金交付要綱

令和2年4月20日  
倶知安町要綱第40号

## (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証により融資を受けた町内の中小企業者等に対し、その融資に係る信用保証料の一部を助成することについて、倶知安町補助金等交付規則（平成14年倶知安町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 この助成金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に起因して融資を受ける、町内に事業所を有する中小企業者等（個人を含む）
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項に基づく町長の認定を受けた経営安定関連保証の融資又は中小企業信用保険法第2条第6項に基づく町長の認定を受けた危機関連保証の融資を受けた者で、融資に係る信用保証料を保証協会へ納付した者

## (助成金の額)

第3条 助成金の額は、当該融資に係る信用保証料（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、25万円を上限として、予算の範囲内で決定する。ただし、当該保証料に対し本助成以外の助成を受けている場合はその助成額を控除した額とする。

## (助成対象期間)

第4条 令和2年2月から令和2年12月までに融資実行されたものとする。

## (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、倶知安町新型コロナウイルス対策信用保証料助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に保証協会が発行した信用保証書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

## (交付の決定及び額の確定)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めたときは、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に倶知安町新型コロナウイルス対策信用保証料助成金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

## (助成金の交付)

第7条 町長は、前条に規定する交付決定及び額の確定を行ったときは、速やかに助成

金を交付するものとする。

(助成金の交付の制限)

第8条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、助成金を交付しないものとする。

(1) 第5条に規定する申請書を令和3年3月31日までに提出しない者

(2) 第5条の規定に基づく交付申請を当該年度内に二回以上する者

(助成金の返還等)

第9条 町長は、第6条の規定により助成金の交付決定及び額の確定を受けた者又は第7条の規定により助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付の取消し、又は既に交付した助成金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

(1) 融資及び交付申請に際し、虚偽の事実や不正行為があったとき。

(2) 融資の繰上償還に伴い、信用保証料の払い戻しを受けたとき。

(3) この要綱又は町長の指示に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行し、令和2年2月1日から適用する。